

昭和五十七年政令第五十号

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令

内閣は、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条第一項、第三項及び第五項並びに同条第六項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（以下「行革関連特例法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する政令で定める事業（行革関連特例法第十四条第一項及び第二項に規定する政令で定める事業）

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事に関する事業のうち、緊急砂防事業として行われるもの
二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業のうち、緊急治山事業として行われるもの
三 他（ア）等二云（昭和三十三年六月二日付内閣府令第一二二号）（モ）同上（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（シ）（ハ）（リ）（ヲ）（シ）（テ）（シ）（ル）（ク）（ル）（ク）

三 地すべり等防止法（昭和十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事に関する事業のうち、既往地すべり対策事業として行われるもの

第二条 行革関連特例法第十四条第一項に規定する政令で定めるとこりにより算定した金額は、同項に規定する一部事務組合等実施事業に要する経費に対する行革関連特例法別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助に係る金額から当該金額のうち同項の規定により都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業に係る国の負担又は補助に係る金額に相当する金額を控除し

た金額と当該みなされた事業に要する経費に対し同条第一項の規定を適用して算定した場合における国の負担又は補助に係る金額とを合算した金額とする。

(産故地域振興に限らず、關係道府県等の負担額の算定方法に係る調査表) 第五条 産故地域振興地又は戻し督促者署名(昭和三十二年第一百一十九号)。以下二条及び次条において「産戻地」或「去」という。) 第十条に規定する関系直付県の通常の負担額を超える負担額又は産戻地或

法第十一項各号に規定する関係市町村の負担額の算定に用いられる国の負担又は補助の額について行革関連特例法第十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における産炭地域振興臨時措置法施行令（昭和三十七年政令第三十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第三項第当該道府県の負担すべき額
二号
金又は不動産等の費用の負担金の額
行革関連特例法第十四条第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の負担すべき額

第十一条第一号	当該国の負担金若しくは補助金又は石炭鉱害事業団の負担金の額
当該国に係る行革関連特例法第十四条第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合における当該国の負担金若しくは補助金又は石炭鉱害事業団の負担金の額	当該国に係る行革関連特例法第十四条第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合における当該国の負担金若しくは補助金又は石炭鉱害事業団の負担金の額

第六条 行革関連特例法第十四条第一項の規定の適用がある場合における産炭地域法第十三条の二第一項に規定する復旧工事であつて指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条第一号）当該市町村の負担すべき額	行革関連特例法第十四条第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の負担すべき額
--	---

五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。)が施行するものに対する産炭地域法第十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「関係市町村が国から補助金の交付を受けて行なう事業とみなして、第十一条、前条第三項及び附則第二項ただし書の規定を適用する。この場合において、第十一条第一項中「国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)」とあり、

同条第二項及び第四項中「国の負担割合」とあるのは「石炭鉱害事業団の負担の割合」と、前条第三項中「国の負担割合をこえて国が負担し又は補助する」とあるのは「石炭鉱害事業団の負担割合をこえて石炭鉱害事業団が負担する」と、附則第二項ただし書中「国の負担又は補助の割合」とあるのは「石炭鉱害事業団の負担の割合」と、「国の負担金又は補助金」とあるのは「石炭鉱害事業団の負担金」とする」とあるのは、「関係市町村が国から補助金の交付を受けて行う事業と、当該事業に係る石炭鉱害事業団の負担は国の負担とみなして、第十一条及び前条第三項の規定を適用する」とする。

(新産業都市建設等に関する関係都道府県等の負担額の算定方法に係る読替え)

第七条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第二条に規定する関係都道府県の通常の負担額を超える負担額又は同法第四条第一項に規定する関係市町村の負担額の算定に用いられる国の負担又は補助の額について行革関連特例法第十四条第一項、第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十二号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第三項第一号当該都道府県の負担すべき額
二号当該都道府県の負担すべき額
第三条第三項第二号当該国の負担金又は補助金の額
行政改革を推進するため面議すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号。以下「行革関連特例法」という。）第十四条第一項、第二項又は第三項の規定の適用がないものとした場合における当該国の負担金又は補助金の額

附 則 (平成二十三年一二月二六日政令第四二四号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
抄